

ご利用下さい！再就職手当

再就職手当は、1年を超えることが確実と認められる就職（自営業も含む）した場合に一定の要件をすべて満たしたときに支給されます。

※詳しい支給要件は3番窓口にお問い合わせいただくか、失業給付受給ガイドブックをお読み下さい。

再就職手当の金額は？

支給残日数が所定給付日数の3分の2以上の場合

基本手当日額（ ）円×支給残日数（ ）日×60%

支給残日数が所定給付日数の3分の1以上の場合

基本手当日額（ ）円×支給残日数（ ）日×50%

※基本手当日額が下記の上限額を超える場合は上限額になります

60歳未満 5,885円 60歳から65歳未満 4,770円

基本手当の日額は毎年8月1日に見直しされます。

※支給残日数とは就職日の前日まで認定した残りです

【再就職手当の支給例】

基本手当日額が5,000円、所定給付日数が180日のAさん（45歳）が再就職した場合の再就職手当支給額は以下のとおりになります。

例1 就職日の前日まで認定して残日数が120日の場合
(5,000)円×(120)日×60%=360,000円

例2 就職日の前日まで認定して残日数が60日の場合
(5,000)円×(60)日×50%=150,000円

就職が決まったときは就職日の前日に3番窓口にお越し下さい。

お問合せ先 ハローワーク豊後大野 給付係 TEL 0974-22-8609

所定給付日数	支給残日数が3分の2	支給残日数が3分の1
90日	60日	30日
120日	80日	40日
150日	100日	50日
180日	120日	60日
210日	140日	70日
240日	160日	80日
270日	180日	90日
300日	200日	100日
330日	220日	110日
360日	240日	120日

再就職手当

1年を超えることが確実と認められる就職（雇用）または事業を開始した場合に支給されます。
なお、支給を受けた日数については基本手当の支給を受けたものとみなされます。

主な支給要件

- ① 就職日前日の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上であること
- ② 離職前事業主及びその関連事業主の下で再び雇用されたものではないこと
- ③ 受給資格決定以前に雇入れを約したものではないこと
- ④ 待期期間（7日間）が経過後の就業であること
- ⑤ 給付制限がある場合は給付制限中の最初の1カ月間はハローワーク又は職業紹介事業者の紹介によるものであること。ハローワークの紹介とは、ハローワークから紹介状をもらって求人者と面接することをいいます。
- ⑥ 雇用保険の被保険者資格を取得する要件での就職であること
- ⑦ 支給申請後、調査期間中に離職していないこと

※事業を開始する場合で待期満了後に給付制限がある場合は、事業開始日が給付制限開始日から1カ月経過後であることが必要です。

- 過去3年以内の就職などについて再就職手当、常用就職支度手当、早期再就職（者）支援金の支給を受けていないこと
- 常用就職支度手当との併給はできません。
- 高年齢雇用継続給付（再就職給付金）との併給はできません。

事業を開始した場合は、その事業により自立することができると認められる場合として、さらに次のような支給要件がありますが、詳しくは雇用保険給付窓口におたずね下さい。

また、事業を開始する場合は事業開始の準備段階から申し出て下さい。

- 受給期間内に被保険者となる者を雇い入れるか、もしくは複数の被保険者とならない者を雇い入れること
- 法人登記簿、営業許可証等により事業開始や事業内容などの確認ができること

申請手続

就職をした日の翌日から1カ月以内に受給資格者証を添えて「再就職手当支給申請書」を提出して下さい。

ハローワークでは申請書を受理した後、就職をした日など支給要件の確認をしますので、支給は申請書受理後おおむね6～7週間程度経過後になります。（就職内容により支給が遅れることがあります）

なお、申請書の用紙は就職の届出に來られた際、窓口でお渡しします。

※就職した日とは、試用期間等を含めて雇用関係に入った初日をいい、事業を開始した場合は、準備を開始した日をいいます。

※支給残日数とは、就職日の前日までの認定を行った後の支給残日数です。ただし、その日数が就職日（給付制限中に就職した場合は、給付制限期間の末日の翌日）から受給期間満了日までの日数を超えるときは、就職日から受給期間満了日までの日数が支給残日数となります。